



平成27年度

主な組織改正

国体推進局の設置・地方創生戦略推進官の配置など

本市の今後の発展に不可欠な8つの「幸せ実感」と30の「幸約(公約)」からなる新基本政策に取り組み、幸せ実感都市まつやまを実現するため、組織体制の充実・強化を図ります。

地方創生・連携中枢都市圏形成の推進

地方創生や連携中枢都市圏形成に向けた取り組みを推進するため、総合政策部に「地方創生戦略推進官」を配置するとともに、同部企画政策課を「企画戦略課」に名称変更します。また本市の魅力(ブランド)を市内外に効果的に情報発信するため、産業経済部「都市ブランド戦略課」の都市ブランド構築およびシ

「こぼのちから」およびスポーツを生かしたまちづくりの推進

課の2課で構成する「国体推進局」を設置します。こぼのちからを生かしたまちづくりを文化振興と一体的に進めるため、産業経済部「都市ブランド戦略課」のこぼのちから事業と、総合政策部「文化・スポーツ振興課」の文化振興関係事業を統合し、総合政策部に「文化・こぼのちから」を設置します。また市民参加のスポーツ大会の開催や東京オリンピックの事前合宿の誘致など「スポーツで幸せ実感」を推進するため、総合政策部「文化・スポーツ振興課」を「文化・スポーツ振興課」に改組します。

都市づくりの推進



公共交通利用拡大、交通機能充実に取り組む

都市計画と公共交通に関する担当を一元化することで、コンパクトシティを生かした都市づくりを戦略的かつ機動的に推進するため、都市整備部の「都市政策課」と「総合交通課」を統合し、「都市・交通計画課」を設置するとともに、都市機能の集約化や公共交通の見直しなどを推進するため、同部に「交通戦略推進官」を配置します。

えひめ国体などの開催に向けた推進体制の充実・強化

平成29年に開催される第72回国民体育大会(愛媛つなぐえひめ国体)および第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)に向けた本市の推進体制を充実・強化するため、総合政策部に「国体総務課」および「国体競技

地域防災力の充実・強化

地域防災力の総合的な向上を図るため、消防局の消防団関係業務、防火防炎教育業務、自主防災組織、幼年・少年消防クラブ、女性防火クラブ関係業務を一元化し、同局に「地域防災課」を設置します。

観光ビジネス戦略の推進

瀬戸内・松山構想を中核としてさらなる観光客の誘致と、地域経済の活性化を目指し、産業経済部に「瀬戸内・松山観光戦略推進官」を配置

危機管理体制の一元化

異常洪水や風水害、地震など危機事象への対応を一体的に推進するため、「危機管理・水資源担当部長」を配置するとともに、「危機管理課」および「水資源対策課」を設置します。

菅沢町最終処分場不適正処理事案対策の体制強化

本件に係る特定支障除去等事業実施計画に基づく対策工事の実施体制を強化するため、環境部廃棄物対策課に「産業廃棄物特別対策工事担当課長」を配置します。

債権管理体制の充実・強化

債権管理の一層の適正化および効率化を進め、公平・公正な市民負担と財源の確保を図るため、理財部に「債権管理官」を配置します。

人材育成などの推進

現地・現場を大切に、徹底した市民目線による行政経営を追求するとともに、新たな行政課題やニーズにも的確に対応できる、柔軟で創造性豊かな人材を育成するため、総務部「行政改革推進課」の業務を「人事課」に移管し、人事課に「人材育成・行政経営担当課長」を配置します。また行政手続きに関することや市民の権利・利益確保のための取り組みを推進するため、総務部「行政改革推進課」の業務を「行政情報課」に移管し、課名を「文書法制課」に変更します。

「環境モデル都市まつやま」の推進

「松山市環境モデル都市アクションプラン」を推進することで、「誇れる環境モデル都市まつやま」として低炭素社会の実現を目指すため、環境部の「環境政策課」と「環境事業推進課」を統合し、「環境モデル都市推進課」を設置します。

4月1日から 市行政手続条例が変わります

行政手続法の改正に伴い、松山市行政手続条例の一部を改正し、行政処分・行政指導に関する新しい手続きを追加します。

改正の主な内容は、行政指導の中止を求める手続きと、第三者が行政処分を求める手続きが新たに加わったことなど。改正により、市民の皆さんからの申し出をきっかけに、是正されるべき事案に対して、市が適切な対応をすること、公正の確保と透明性の向上が図られ、より一層市民の皆さんの権利・利益の保護が図られます。

松山市行政手続条例は、市が行う許認可などの処分や、

行政運営の透明性、市民の権利・利益保護を強化

改正① 行政指導の方式に新たな義務を追加

行政指導をする際に、市が許認可などの権限を行使することを示す場合、市はその権限の根拠となる法令などの条項や要件などを示さなければなりません。

改正② 行政指導の中止を求める手続きを追加

事業者などが、法令に違反する行為の是正のための行政指導(法律や条例に根拠がある)

改正③ 第三者が行政処分などを求める手続きを追加

申出書を受理した市は、再度調査を行い、法律や条例に定める要件を満たさないと認めるときは、その行政指導を中止するなどの対応をしなければなりません。

行政指導などの事務手続きのルールを定め、行政運営の透明性向上と、市民の皆さんの権利・利益の保護を図ることを目的としています。

改正された行政手続法は、市が行う条例などに基づく処分や行政指導には適用されないことから、市の行政手続条例を改正しました。

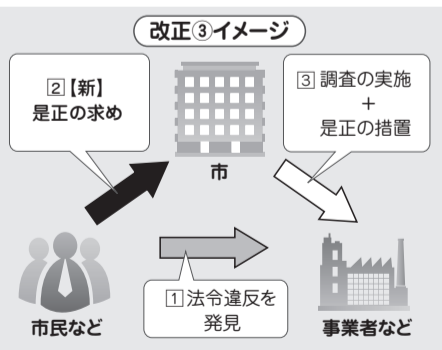
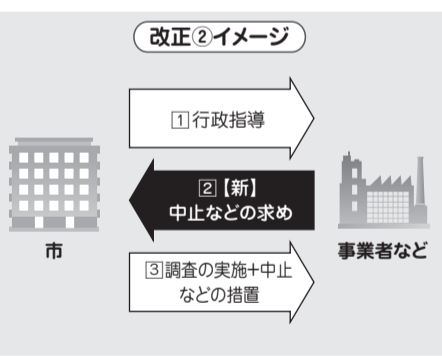
法令に違反する事実がある場合に、その事実の是正のための処分や行政指導(法律や条例に根拠があるものに限る)が行われていないか、あるいは誰でも、その処分などの権限を持つ市に対し、処分や行政指導を行うよう書面により求めることができます。申出書を受理した市は、調査を行い、必要があると認めるときは、適切な処分や行政指導をしなければなりません。

申出書の書式は自由

②③は、申出者の氏名や住所、該当する行政指導や法令に違反する事実の特定に必要な事項を記載した申出書の提出が必要です。なお申出書の書式は問いません。



お問い合わせは、文書法制課 ☎9486230・☎9322408へ



お問い合わせは、人事課 ☎9486940・☎9349205へ